

発行日 14-7-2010

改訂日 24-4-2014

改定番号 12

## 1. 化学物質等および会社情報

## 物質/調剤の特定

製品名 RNA Oligonucleotide  
Cat No. : Begins with-A, AK, C, CN, CP, CS D, E, EQ, EU, G, GU, GQ,  
H, I, IH, IS, J, K, L, LQ, LU, M, MQ, MU, N, NU, P, Q, R,  
TG CR, U, GC, CAS11195-11198, CAS11859-11861  
別名 Ribonucleic acid oligonucleotide  
推奨用途 研究上の使用のみ。

## 会社/企業の特定

会社  
GE Healthcare Dharmacon Inc  
2650 Crescent Drive Suite 100  
Lafayette, CO 80026  
Tel: 303-604-9499  
Fax: 303-604-9680

緊急電話番号  
Chemtrec US: (800) 424-9300  
Chemtrec EU: (202) 483-7616

## 2. 危険有害性の要約

## 分類

## 非常時の概観

正しい産業衛生と安全規定に従って取扱う。 . 通常の工業または商業取り扱いでは低い危害要因。

## 潜在した健康への影響

急性影響  
曝露の主経路

眼 アレルギー反応を生じることがあります。 .  
皮膚 アレルギー反応を生じることがあります。 .  
吸入 予想された曝露ルートではない。 通常の工業または商業取り扱いでは低い危害要因。  
飲み込んだ場合 通常の工業または商業取り扱いでは低い危害要因。

## 潜在的な環境に対する影響

情報なし。 .

## 3. 組成、成分情報

## 危険有害/危険有害でない成分

成分及び含有量	CAS番号	重量パーセント
RNA oligonucleotide	NA	100

## 4. 応急措置

#### 4. 応急措置

目に入った場合	直ちに、最低15分間はまぶたの内側も含め、多量の水でゆすぐ。． 症状が現れる場合には直ちに医療機関で診察を受ける。．
皮膚に付着した場合	水で洗浄すること。． 症状が現れる場合には直ちに医療機関で診察を受ける。．
飲み込んだ場合	無理に吐かせないこと。． 症状が現れる場合には直ちに医療機関で診察を受ける。．
吸入	新鮮な空気のある場所に移動する。． 呼吸が困難な場合には酸素吸入を行う。． 症状が現れる場合には直ちに医療機関で診察を受ける。．
医師に対する特別な注意事項	症状に応じた治療を行う。．

#### 5. 火災時の措置

##### 適切な消火剤

物質は非燃焼性である。物質は周りの火災を消すために使うのが適切である。．

##### Unsuitable Extinguishing Media

情報なし。．

##### 化学物質による特定の危険有害性

熱分解により、刺激性のガスと蒸気が発生することがある。．

##### 引火点

不適。

##### 自然発火温度

情報なし。．

##### 空気中での可燃性限界

情報なし。．

##### 危険な燃焼物質

情報なし。．

##### 衝撃感度

情報なし。．

????????????

情報なし。．

##### 消防士用の特別な防具と予防措置

他の火災と同様に、MSHANIOSH（承認または等価な）正圧自給式呼吸装と完全保護アンサンブルを着用します。

#### 6. 漏出時の措置

人体に対する予防措置	保護具を使用する。． 十分な換気を確保する。． 粉塵の発生を避ける。．
環境に対する予防措置	環境中に排出してはならない。．
封じ込めのための方法およびクリーンアップ	こぼれたものは、掃きとるか掃除機で吸い取り、適切な容器に移し、廃棄する。 粉塵の発生を避ける。

#### 7. 取扱いおよび保管上の注意

取扱い	保護具を着用する。． 十分な換気を確保する。． 粉塵の発生を避ける。．
保管	容器をしっかり閉めます。． 乾燥した場所に保管する。． -20℃で保存する。

#### 8. 暴露防止および保護措置

設備対策	特に、閉所では十分な換気の確保が必要。． 作業場所の近辺に洗眼びんおよび安全シャワーを設けること。．
------	--

暴露ガイドライン個人用保護装備

## 眼/顔面の保護

OSHAの眼と顔の保護規定29 CFR 1910.133またはヨーロッパ規格 EN166に従い、保護的な眼鏡や化学安全ゴーグルを着用する

## 皮膚及び身体の保護具

適切な保護手袋と保護衣を皮膚の曝露を避けるために着用すること

## 呼吸器の保護

29 CFR 1910.134またはヨーロッパ規格EN 149にあるOSHAの呼吸器規格に従うこと。もし曝露限界を超えた場合、またはもし他の症状が出た場合NIOSH/MSHAまたはヨーロッパ規格EN149に認可された呼吸器を使用する

## 9. 物理的および化学的性質

物質の状態	固体 ペレット
外観	情報なし。
臭い	情報なし。
pH	データなし
引火点	不適。
沸点・沸騰範囲	不適。
融点/範囲	不適。
蒸発速度	データなし
蒸気圧	データなし
蒸気密度	データなし
比重	データなし
溶解性	情報なし。.
粘度	情報なし。.

## 10. 安定性および反応性

安定性	通常の状態では安定。.
避けるべき条件	混触禁止物質. 過剰加熱. 長時間にわたり空気または湿気に触れる。 .
不適合物質	アルコール類
危険な分解生成物	熱分解により、刺激性のガスと蒸気が発生することがある。.
危険な重合	危険な重合はおこらない。.
反応性	通常の処理下では、.りません。.

## 11. 有害性情報

急性毒性製品情報

本製品自体のデータは、無い。

成分情報慢性毒性

## 発がん性

There are no known carcinogenic chemicals in this product

## 感作性

情報なし。.

神経障害	情報なし。.
変異原性影響	情報なし。.
生殖への影響	情報なし。.
Developmental Effects	情報なし。.
標的臓器	知見なし。.
他の有害影響	毒物学的特性はよく研究されていない。.

## Endocrine Disruptor Information

## 12. 環境影響情報

## 生態毒性

環境に危害性が・る、または汚水処理場で分解不可能で・ると知られた物質を含みません。.

残留性と分解性	情報なし。
生体蓄積性	情報なし。
移動性	情報なし。

## 13. 廃棄上の注意

## 残余廃棄物

化学的廃棄物を生成している者は、捨てられた化学物質が有害廃棄物であると分類できるか決定しなければならない。化学的廃棄物を生成している者は、地域、地方、そして国の有害廃棄物規制を完全に正確な分類のために調べなければならない

## 汚染した包装

空の容器を現地リサイクル業者に渡して処分します。

## 14. 輸送上の注意

<u>IMDG/IMO</u>	規制されていない
<u>ADR</u>	規制されていない
<u>IATA</u>	規制されていない

## 15. 適用法令

## 国際在庫調査

??:

X - Listed

E - Indicates a substance that is the subject of a Section 5(e) Consent order under TSCA.

F - Indicates a substance that is the subject of a Section 5(f) Rule under TSCA.

N - Indicates a polymeric substance containing no free-radical initiator in its inventory name but is considered to cover the designated polymer made with any free-radical initiator regardless of the amount used.

P - Indicates a commenced PMN substance

### 15. 適用法令

R - Indicates a substance that is the subject of a Section 6 risk management rule under TSCA.

S - Indicates a substance that is identified in a proposed or final Significant New Use Rule

T - Indicates a substance that is the subject of a Section 4 test rule under TSCA.

XU - Indicates a substance exempt from reporting under the Inventory Update Rule, i.e. Partial Updating of the TSCA Inventory Data Base Production and Site Reports (40 CFR 710(B).

Y1 - Indicates an exempt polymer that has a number-average molecular weight of 1,000 or greater.

Y2 - Indicates an exempt polymer that is a polyester and is made only from reactants included in a specified list of low concern reactants that comprises one of the eligibility criteria for the exemption rule.

日本

### 16. その他の情報

改訂日	24-4-2014
改定番号	12
改定理由	"***",そして赤字の部分は改定した部分を示す。
追加のアドバイス	情報なし。.
作成者	調節作業

#### 免責条項

この安全データシートで提供されたデータは、発行日現在での我々の知識と情報、信念の集大成となる正しいものである。集めた情報は正しい取り扱い、使用、過程、保存、輸送、廃棄や放出のガイドとしてのみ使用され、保障や品質の規格とは見なされない。情報は特定の明示された物質のみに関連し、そのような物質が他の物質と混合されて使われたり、他の過程で使用された場合には、本文中に明記されている場合を除き、正しくない可能性がある。

以上